

要 旨

特集：大規模災害対策法制

【アメリカ】 アメリカの連邦における災害対策法制

2001年9.11同時多発テロ事件発生以降の連邦の災害対策法制の変遷と、連邦による支援実施の現行の枠組みを解説する。アメリカでは災害等への対策・対応は、第一義的に州が責任を負うこととされている。連邦による災害対策の基本を定めたロバート・T・スタフォード法では、大統領が州知事からの支援の要請を受けた後、被害の規模が甚大で、州の対応能力を超えると判断し、大統領宣言を出した場合に、支援を開始するという手続が定められている。しかし、9.11同時多発テロ事件以降の災害等において、複数の連邦省庁等による大規模な援助が必要とされるにもかかわらず、同法の手続を踏むことが困難となる事態が発生した。これを受け、国土安全保障大統領指令第5号等が発令され、連邦による支援開始についての柔軟な対応が図られつつある。

【イギリス・ニュージーランド・カナダ】 英連邦諸国(イギリス、ニュージーランド、カナダ)の緊急事態法制 一大災害時の緊急権行使と緊急事態管理の仕組み

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生は、まさに我が国の緊急事態と呼び得る状況の出現であった。諸外国の法制度をみると、憲法に緊急事態に関する規定を置く憲法がある一方、憲法ではなく、緊急事態に関する基本的な法律を定める国がある。イギリス及びイギリス法の伝統が強いニュージーランド、カナダでは、緊急事態に関する基本的な法律で大災害を含む緊急事態への準備及び対応、並びに重大な緊急事態における緊急権の行使について定めており、国王(その代理としての総督)に強力な命令制定権を与えているところに特徴がある。本稿は、3か国の法制度の概要を紹介し、最後に我が国の法制度と比較する。ニュージーランド及びカナダの関係法律の抄訳を付す。

【フランス】 フランスの大規模災害対策法制 一民間安全保障に基づくORSEC計画一

フランスの災害対策は、あらゆる災害に対する統一的な対応計画であるORSEC計画に従って実施される。ORSEC計画は、国家安全保障における非軍事的防衛の側面を担う民間安全保障に基づくものである。その内容は、災害の危険性と影響の事前調査、災害への対応手段、関係者の準備体制で構成される。ORSEC計画は、あらゆる事態に共通する一般規定と、特定の施設や自然災害に関する危険に特化した特殊規定の2種類で構成される。本稿では、民間安全保障の概念を紹介した上で、ORSEC計画の概要を解説する。末尾に、ORSEC計画の根拠法である民間安全保障の刷新に関する2004年8月13日の法律第2004-811号とその施行規則である3つのデクレ(政令)の抄訳を付す。

【ドイツ】 ドイツの非常事態法制 —連邦と州による防災のための協力体制—

ドイツでは、1968年の基本法改正により、基本法に広範な非常事態の規定が置かれた。基本法によれば、連邦が戦時の非常事態(軍事・民間防衛)を所管し、州が平時の非常事態(防災)を所管する。連邦が所管する戦時の民間人保護と、州が所管する防災のための措置の重複を少なくするために、連邦の民間人保護・防災支援法は、州が防災のために備えている部隊や施設を、戦時の民間人保護にも投入する代わりに、連邦が民間人保護のために州の装備を補完し、また、民間人保護のための補完的訓練を行うという協力体制を定めている。本稿では、基本法における非常事態の規定、連邦の民間人保護法制を紹介し、末尾に民間人保護・防災支援法及び連邦技術支援隊法の翻訳を付す。

【ロシア】 ロシアにおける非常事態法制の概要と非常事態対処体制

2000年代後半以降、ロシアでは非常事態法の改正が相次いでおり、特に2010年には夏の猛暑や森林火災で大きな被害が出たことから、1年間で4回もの改正が行われた。非常事態対処体制に視点を移すと、軍事的色彩の強い従来の「民間防衛」から、自然災害や事故などの非軍事的非常事態への対処に重点が移りつつある。また、中央官庁、連邦構成主体、地方自治体などから成る統一非常事態予防・対処システムの運用が本格化してきた。本稿では、非常事態法の解説・抄訳を中心にロシアの非常事態法制について概説する。また、非常事態対処の実働部隊となる国家非常事態省についても、非常事態対処体制の中での役割等について解説するとともに、最近の動向を紹介する。

【韓国】 韓国の災害法制

韓国の災害法制は、1990年代半ばに自然災害と人為災害の二つの体系に整理されたが、その後、2004年の「災難及び安全管理基本法」の制定、災害管理を専門に担う消防防災庁の発足等を契機として、自然災害と人為災害を統合する体系へと転換を図った。韓国には災害法制に関連する数多くの法律があるが、本稿では、その中で災害法制の基本法とされる4つの法律「災難及び安全管理基本法」、「自然災害対策法」、「消防基本法」及び「民防衛基本法」を中心に紹介する。

【中国】 中国における大規模自然災害への対応 —突発事件対応法と応急対策計画を中心に—

中国では2003年にSARSが大流行したことへの反省から、自然災害、事故等の突発事件を防止し、また発生後の被害を軽減するための体制の整備を進めてきた。各級人民政府等による各種の応急対策計画の体系が構築されたことはその成果の1つである。また、2004年の憲法改正の際には、緊急事態の規定が憲法に設けられ、緊急事態法の制定も予定されていたが、最終的には、突発事件への各級政府の対応を定めた突発事件対応法が2007年に制定、施行された。本稿では、同法の制定の経緯及び内容、自然災害の応急対策計画について紹介し、同法を訳出する。

【タイ】 タイにおける防災政策と「仏暦2550年防災及び減災法」

タイは、毎年、洪水や干ばつ、地滑りといった自然災害に見舞われている。特に2011年に発生した大規模な洪水災害は、国民生活のみならず、経済、さらにはタイに進出する外国資本企業に対しても大きな損失を与えた。またタイは、2004年のスマトラ島西方沖地震による大津波で大きな被害を受けたことから、津波に対する防災意識を高めてきた。現在、タイの防災政策は、2007年に制定された「仏暦2550年防災及び減災法」を基本として策定されている。本稿では、2011年の洪水災害におけるタイ政府の対応についても触れながら、同法をもとにタイの防災政策を紹介する。